
今月のテーマ 相続税の連帯納付義務の改正

平成 23、24 年度税制改正において、相続税の連帯納付義務の見直しが行われました。ご存知のとおり、相続税は相続した財産に応じて相続人が納めるものですが、相続税確保のために、相続人間で互いに連帯納付義務を負わせています。つまり、相続税を払うことができない相続人がいる場合には、他の相続人たちが連帯して肩代わりすることがあります。今回の改正で、その肩代わりした際の負担を緩和、そしてその手続きを法的に定めるなど、見直しがされました。

1. 連帯納付義務とは

同一の被相続人から相続又は遺贈(相続時精算課税制度に係る贈与を含みます。)により財産を取得した全ての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈により取得した財産の価額(債務の額等を除きます。)に相当する金額を限度として、互いに連帯債務の義務を負うこととされています。



2. 改正の内容

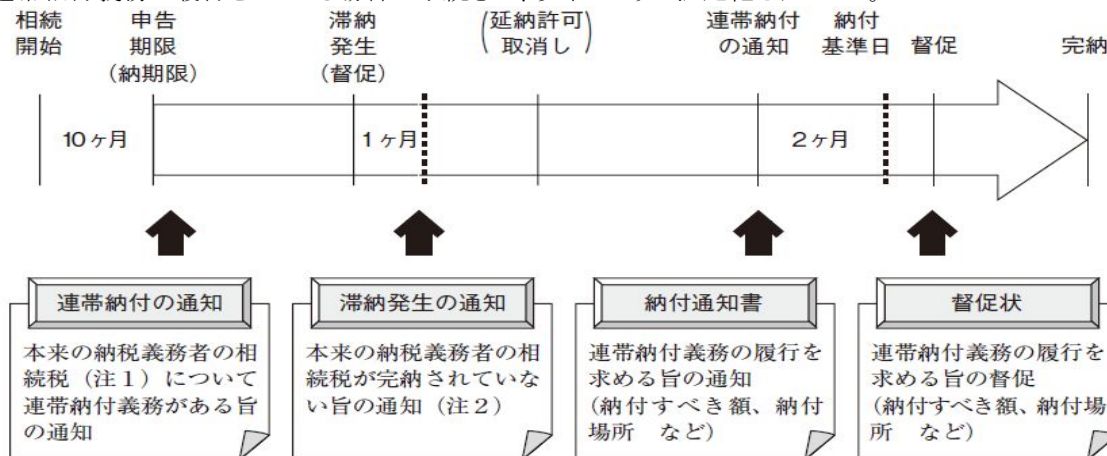
(1) 負担の緩和

平成 23 年 4 月 1 日以後、連帯納付義務者(代わりに相続税を支払うべき人)が連帯納付の履行により、本来の納税義務者の相続税を納付する場合には、年 14.6%の延滞税に代えて、利子税(平成 25 年は年 0.7~4.3%)を納付することになりました。

※ 利子税については平成 26 年から市中金利並の利率に改正される予定です。

(2) 手続きの法定化

連帯納付義務の履行をまとめる場合の手続きが、以下のように法定化されました。



(注 1) 延納申請、物納申請の各税額がある場合

(注 2) 本来の納税義務者への督促から 1 月以内に完納されない場合

(財務省 HP より)

(3) 連帯納付義務の見直し

平成 24 年 4 月 1 日以後、次の場合には相続税の連帯納付義務を負わないこととされました。

① 申告期限から 5 年を経過した場合

ただし、5 年経過時点で既に連帯納付義務の履行を求められているものについては、継続して履行が求められます。

② 担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合